

議案第 号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する  
ものとする。

令和3年(2021年)9月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和2年6月1日から令和3年3月31日まで」を「令和3年11月1日から令和6年8月31日まで」に、「「978,000円」とあるのは「880,200円」」を「「1,072,400円」とあるのは「965,100円」」に、「「795,800円」とあるのは「740,000円」」を「「881,100円」とあるのは「819,400円」」に、「「682,000円」とあるのは「647,900円」」を「「758,100円」とあるのは「720,100円」」に改める。

(宝塚市上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第2条 宝塚市上下水道事業管理者の給与に関する条例(昭和44年条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和2年6月1日から令和3年3月31日まで」を「令和3年11月1日から令和6年8月31日まで」に、「「682,000円」とあるのは「647,900円」」を「「758,100円」とあるのは「720,100円」」に改める。

(宝塚市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第3条 宝塚市病院事業管理者の給与に関する条例(平成17年条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和2年6月1日から令和3年3月31日まで」を「令和3年11月

1日から令和6年8月31日まで」に、「「682,000円」とあるのは「647,900円」を「「758,100円」とあるのは「720,100円」」に改める。

附 則

この条例は、令和3年11月1日から施行する。

議案第 号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第21号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
<p data-bbox="236 439 539 510">附 則 (職員の給料月額の特例)</p> <p data-bbox="204 528 783 786">2 <u>令和2年6月1日から令和3年3月31日まで</u>の間に限り、第2条の規定の適用については、第2条第1号中「<u>978,000円</u>」とあるのは「<u>880,200円</u>」と、同条第2号中「<u>795,800円</u>」とあるのは「<u>740,000円</u>」と、同条第3号中「<u>682,000円</u>」とあるのは「<u>647,900円</u>」とする。</p>	<p data-bbox="842 439 1145 510">附 則 (職員の給料月額の特例)</p> <p data-bbox="810 528 1390 786">2 <u>令和3年11月1日から令和6年8月31日まで</u>の間に限り、第2条の規定の適用については、第2条第1号中「<u>1,072,400円</u>」とあるのは「<u>965,100円</u>」と、同条第2号中「<u>881,100円</u>」とあるのは「<u>819,400円</u>」と、同条第3号中「<u>758,100円</u>」とあるのは「<u>720,100円</u>」とする。</p>

宝塚市上下水道事業管理者の給与に関する条例(昭和44年条例第20号)新旧対照表(第2条による改正関係)

現行	改正案
<p data-bbox="233 360 564 432">附 則 (管理者の給料月額の特例)</p> <p data-bbox="204 450 783 591">2 第2条の規定の適用については、<u>令和2年6月1日から令和3年3月31日までの間に限り</u>、同条中「<u>682,000円</u>」とあるのは「<u>647,900円</u>」とする。</p>	<p data-bbox="837 360 1169 432">附 則 (管理者の給料月額の特例)</p> <p data-bbox="809 450 1388 591">2 第2条の規定の適用については、<u>令和3年11月1日から令和6年8月31日までの間に限り</u>、同条中「<u>758,100円</u>」とあるのは「<u>720,100円</u>」とする。</p>

宝塚市病院事業管理者の給与に関する条例(平成17年条例第21号)新旧対照表(第3条による改正関係)

現行	改正案
<p data-bbox="236 356 568 430">附 則 (管理者の給料月額の特例)</p> <p data-bbox="204 448 785 589">2 第2条の規定の適用については、<u>令和2年6月1日から令和3年3月31日までの間に限り</u>、同条中「<u>682,000円</u>」とあるのは「<u>647,900円</u>」とする。</p>	<p data-bbox="841 356 1173 430">附 則 (管理者の給料月額の特例)</p> <p data-bbox="809 448 1390 589">2 第2条の規定の適用については、<u>令和3年11月1日から令和6年8月31日までの間に限り</u>、同条中「<u>758,100円</u>」とあるのは「<u>720,100円</u>」とする。</p>

## 特別職の給与減額の概要

### 1 趣旨

令和3年度から5年度にかけて取り組む行財政経営基盤の強化のため、特別職の給与の減額を行う。

### 2 減額内容（令和3年度一般会計・特別会計9月補正予算計上額）

#### （1）特別職

給料月額カット（市長10%、副市長7%、教育長5%）

※公営企業管理者は教育長と同じ

※カットは期末手当にも反映

（千円）

年度	市長	副市長	教育長	計
R3	▲987	▲558	▲334	▲1,879

### 3 実施時期

令和3年（2021年）11月1日から約3年間（令和6年8月31日までを予定）

※期末手当には令和3年12月期から反映